

～自動車専用道路の沿線にお住まいの皆さまへ～

**自動車専用道路への歩行者・自転車等の立入は
禁止されています！**



自動車専用道路は時速100キロ近い速度で車が行き交う空間であり、**大変危険です！**死亡事故につながりますので絶対に立ち入らないでください！



自動車専用道路への立入りは**法律で禁止されています！**

歩行者のほか、自転車等の軽車両や原動機付自転車、125cc以下の自動二輪車も通行できません。（道路法第48条の11、高速自動車国道法第17条）



特に**都市部に集中**しています！

NEXCO東日本が管理する高速道路等へ【歩行者や自転車等が立ち入っている】という通報は、平成24年度で**約1,500件**、1日あたり**約4件**発生しています。特に都市部を通過する**京葉道路・第三京浜道路・横浜新道・関越自動車道・東北自動車道**の5路線で**全体の5割以上**を占めています。

	路線名	立入り通報件数(※)
第1位	京葉道路	268件
第2位	第三京浜道路	170件
第3位	横浜新道	150件
第4位	関越自動車道	132件
第4位	東北自動車道	132件

※ NEXCO東日本調べ 道路管制センターへの通報件数



立入り防止措置について

NEXCO東日本では、高速道路等の自動車専用道路の出入口に、『自動車専用』の標識のほか、『進入禁止』の看板や路面標示等の立入り防止措置を行っています。



(高速道路入口部に進入禁止看板)



『自動車専用』の標識



(高速道路出入口部に進入禁止看板)



(高速道路入口部に通行禁止の路面標示)



(高速道路出入口部の路肩にポール設置)



NEXCO東日本からのお願い

高速道路等の自動車専用道路へ立ち入ろうとしている歩行者等を発見した場合は、**【110番】**または**【道路緊急ダイヤル #9910】**まで**緊急通報**していただくよう、ご協力をお願いします。(運転中に発見した場合は、同乗者の方からの通報をお願いします。)